

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
13	R1. 12. 14	R2. 2. 10	(1) 平成30年度 都市再生ステップアップ・プロジェクト(渋谷地区)渋谷区役所仮庁舎跡地事業アドバイザー業務委託報告書、概要版及び議事要旨 (2) 東京都・渋谷区定例会(平成30年度第1回から第10回まで及び令和元年度第1回から第6回まで)議事要旨及び関係資料一式	501	1					1	1		1							(7条2号) 報告書のうち、資料3-1-1、3-1-4の情報及び議事要旨の出席者に関する情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 報告書のうち、事業採算性の検討及び資料2-5-1から資料2-5-7までは、公にすることにより、委託事業者のノウハウや技術等の情報が明るみになり、社会的な地位が損なわれるおそれがあるため (7条5号) 報告書のうち、共同開発事業手法の整理、開発諸条件の整理、導入機能の検討、事業採算性の検討、協議資料等の作成、資料2-5-1から資料2-5-7まで、資料3-1-2、資料3-1-3、資料3-1-5、資料3-2-1、概要版並びに議事要旨の決定事項及び議事要旨、並びに東京都・渋谷区定例会の議事要旨及び関係資料一式は、関係機関等と調整中の情報のため、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され混乱を生じさせ、また、特定の民間事業者に不当に利益を与えるおそれがあるため 報告書のうち、ヒアリング調査の企画・立案、ヒアリング調査の記録作成、調査結果の整理及び事業性の分析、資料3-1-4(ヒアリング内容)は、特定の民間事業者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部企画課
14	R2. 2. 3	R2. 2. 13	建設業許可業者一覧(東京都知事許可令和2年1月31日現在)	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課	
15	R2. 2. 3	R2. 2. 13	建設業許可業者一覧(東京都知事許可令和2年1月31日現在)	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課	
16	R1. 12. 16	R2. 2. 14	(1) 京橋二丁目西地区市街地再開発組合平成27年度決算報告 (2) 京橋二丁目西地区市街地再開発組合平成28年度決算報告 (3) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合収支計算書 自平成27年4月1日至平成28年3月31日 (4) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合貸借対照表 平成28年3月31日現在 (5) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合財産目録 平成28年3月31日現在 (6) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合収支計算書 自平成28年4月1日至平成29年3月31日 (7) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合貸借対照表 平成29年3月31日現在 (8) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合財産目録 平成29年3月31日現在 (9) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合収支計算書 自平成29年4月1日至平成30年3月31日 (10) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合貸借対照表 平成29年3月31日現在	26	1							1								(7条3号) (1) 京橋二丁目西地区市街地再開発組合 平成27年度決算報告 (2) 京橋二丁目西地区市街地再開発組合 平成28年度決算報告、(3) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合 収支計算書 自平成27年4月1日至平成28年3月31日、(4) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合 貸借対照表 平成28年3月31日現在、(5) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合 財産目録 平成28年3月31日現在、(6) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合 収支計算書 自平成28年4月1日至平成29年3月31日、(7) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合 貸借対照表 平成29年3月31日現在、(8) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合 財産目録 平成29年3月31日現在、(9) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合 収支計算書 自平成29年4月1日至平成30年3月31日、(10) 銀座六丁目10地区市街地再開発組合 貸借対照表 平成29年3月31日現在、のうち、収支決算書、貸借対照表、財産目録のうち金額に関する部分については、市街地再開発組合に関わる法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、資金管理の手法など、当該法人が独自に構築したノウハウ等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため 京橋二丁目西地区市街地再開発組合 平成27年度決算報告及び京橋二丁目西地区市街地再開発組合平成28年度決算報告の文書のうち口座番号は、市街地再開発組合の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人に関わる法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地整備部再開発課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
22	R1. 12. 16	R2. 2. 19	<p>(1) 平成28年4月1日付 28都市整管第85号 平成28年度土地画整理事業に係る交付金の交付決定について</p> <p>(2) 平成28年9月26日付 28都市整管第699号 平成28年度土地画整理事業に係る交付金の変更交付決定について</p> <p>(3) 平成28年10月31日付 28都市整管第830号 平成28年度土地画整理事業に係る交付金の変更交付決定について</p> <p>(4) 平成29年1月31日付 28都市整管第1117号 平成28年度土地画整理事業に係る交付金の変更交付決定について</p> <p>(5) 平成29年4月3日付 29都市整管第35号 平成29年度土地画整理事業に係る交付金の交付決定について</p> <p>(6) 平成29年10月31日付 29都市整管第801号 平成29年度土地画整理事業に係る交付金の変更交付決定について</p> <p>(7) 平成30年4月2日付 30都市整管第82号 平成30年度土地画整理事業に係る交付金の交付決定について</p> <p>(8) 平成30年8月24日付 30都市整管第629号 平成30年度土地画整理事業に係る交付金の変更交付決定について</p> <p>(9) 平成30年11月30日付 30都市整管第956号 平成30年度土地画整理事業に係る交付金の変更交付決定について</p> <p>(10) 平成31年4月1日付 31都市整管第15号 平成31年度土地画整理事業に係る交付金の交付決定について</p> <p>(11) 令和元年9月4日付 31都市整管第628号 平成31年度土地画整理事業に係る交付金の変更交付決定について</p> <p>(12) 令和2年1月15日付 31都市整管第1058号 平成31年度土地画整理事業に係る交付金の変更交付決定について</p>	237		1													<p>(7条2号及び6号) 金額や箇所図における事業用地提供者等に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる。また、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条5号) 羽村駅西口地区 平成30年度移転工程表のうち平成32年2月以降の部分及び平成33年の部分は、当該施行者において検討中の今後の事業に関する情報で、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 法人に関する事業用地提供者等の情報は、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号及び6号) 法人の事業や財務に関する内部管理情報であり、公にすることにより、経営状態等が明らかとなり、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地整備部管理課
23	R1. 12. 16	R2. 2. 19	令和元年5月7日付31都市整区第174号「福生都市計画事業羽村駅西口土地画整理事業の事業計画(第3回変更)に係る事前協議について(通知)(羽村市施行)」	40	1														都市整備局市街地整備部区画整理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
24	R1. 12. 16	R2. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 29都市整区第274号「平成29年度土地区画整理事業に要する費用の交付決定について(通知)羽村駅西口地区-羽村市施行-」(平成29年9月29日付) ・ 30都市整区第267号「平成30年度土地区画整理事業に要する費用の交付決定について(通知)羽村駅西口地区-羽村市施行-」(平成30年8月9日付) ・ 30都市整区第395号「平成30年度土地区画整理事業に要する費用の交付決定の変更について(通知)羽村駅西口地区-羽村市施行-」(平成30年11月2日付) ・ 31都市整区第78号「平成31年度土地区画整理事業に要する費用の交付決定について(通知)羽村駅西口地区-羽村市施行-」(平成31年4月1日付) 	52		1												<p>(7条2号及び6号)金額や箇所図における事業用地提供者等に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる。また、公にすることにより、当該事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地整備部区画整理課
25	R1. 12. 16	R2. 2. 19	司法判決(三権分立司法判断)と当該都市計画事業の進行中の法的な相関関係を教えてください。(どんどん工事は進む)					1										請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しないため	都市整備局市街地整備部区画整理課
26	R1. 12. 16	R2. 2. 19	令和元年5月20日公告 福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の事業計画書(第3回変更)															開示請求に係る公文書は、土地区画整理法第84条第2項の規定により、羽村市役所において簿書の閲覧が可能なもの同一の情報が記載された公文書であり、東京都情報公開条例第18条第1項により開示しないものであるため	都市整備局市街地整備部区画整理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
29	R1. 12. 16	R2. 2. 19	(1) 羽区区発第6864号「平成29年度社会資本整備総合交付金交付申請書」(平成29年9月6日付)(写し) (2) 羽区区発第3224号「平成30年度社会資本整備総合交付金交付申請書」(平成30年4月2日付)(写し) (3) 羽区区発第9291号「平成30年度社会資本整備総合交付金交付決定変更申請書」(平成30年9月26日付)(写し) (4) 羽区区発第4187号「平成31年度社会資本整備総合交付金交付申請書」(平成31年4月1日付)(写し)	26		1													(7条2号及び6号) 事業用地提供者等に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる。また、公にすることにより、当該事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地整備部企画課
30	R1. 12. 16	R2. 2. 19	(1) 平成29年9月6日付 羽区区発第6864号の交付申請に対する、国官会第2513号-25「社会資本整備総合交付金交付決定通知書」(平成29年9月29日付)(写し) (2) 平成30年4月2日付 羽区区発第3224号の交付申請に対する、国官会第10984号「社会資本整備総合交付金交付決定通知書」(平成30年9月5日付)(写し) (3) 平成30年9月26日付 羽区区発第9291号の交付決定の変更申請に対する、国官会第14830号「社会資本整備総合交付金交付決定変更通知書」(平成30年10月30日付)(写し) (4) 平成31年4月1日付 羽区区発第4187号の交付申請に対する、国官会第11899号「社会資本整備総合交付金交付決定通知書」(令和元年7月30日付)(写し)	4		1														都市整備局市街地整備部企画課
31	R2. 2. 5	R2. 2. 19	平成15年4月14日付15都市防区第26号 羽村市長宛て認可書	1	1															都市整備局市街地整備部区画整理課
32	R2. 2. 5	R2. 2. 19	(1) 福生都市計画道路3・4・15号線(平成10年3月20日都告示290号)を都が羽村市に整備委託した時の、条件を含む整備委託書一式。(下記事業内の都道) (2) 羽村市の(羽村駅西口土地区画整理)事業計画書の認可(平成15年4月14日)に当たり、都道としての適格性(技術的可能性)を判定した文書と認可書。(3) 羽村市の(羽村駅西口土地区画整理)事業計画書(変更)の認可(平成26年12月15日)に当たり、都道としての適格性(技術的可能性)を判定した文書。					1											(1) 施行者である羽村市が整備する市道であり、都が羽村市に整備委託した事実がない。このため、請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。 (2) 土地区画整理法第52条第1項に定める設計の概要の認可は、都道としての適格性を判定するものではない。このため、請求に係る公文書については、作成の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、文書が存在しない。 (3) 土地区画整理法第55条第12項に定める設計の概要の変更の認可において、都道としての適格性を判定するものではない。このため、請求に係る公文書については、作成の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、文書が存在しない。	都市整備局市街地整備部区画整理課
33	R2. 2. 17	R2. 2. 20	建設業許可業者名簿(東京都知事許可 令和2年1月分)	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
34	R2. 2. 9	R2. 2. 21	31杉並第50011号「都市計画事業認可申請書」(令和2年1月8日)	51	1															-	都市整備局都市基盤部街路計画課
35	R2. 2. 12	R2. 2. 25	31都市整再第674号「東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可について」の事業計画書に添付されている地下1階平面図、地下2階平面図、A-A'断面図、B-B'断面図	4	1																都市整備局市街地整備部再開発課
36	R2. 2. 18	R2. 2. 25	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和2年2月4日から令和2年2月17日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
37	R2. 2. 21	R2. 2. 27	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書のうち財務諸表一式・事業報告書一式(第1・2期)	30	1								1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
38	R2. 2. 21	R2. 2. 28	平成10年3月20日東京都告示第290号福生3・4・12号羽箱根線に関する計画書	3	1																都市整備局都市基盤部街路計画課
39	R2. 2. 25	R2. 2. 28	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第47期)	20	1								1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
40	R2. 2. 25	R2. 2. 28	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第55期)	18	1								1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。